

税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約第六部に係る日本国とシンガポール共和国の権限のある当局の間の実施取決め

日本国とシンガポール共和国（以下「両締約国」という。）の権限のある当局は、税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（以下「B E P S 防止措置実施条約」という。）第六部に規定する仲裁手続の実施方法を定めた。

この取決めは、2010年2月4日にシンガポールで署名された議定書によって改正された1994年4月9日にシンガポールで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定（以下総称して「協定」という。）第二十五条及びB E P S 防止措置実施条約第十九条10の規定に従って定められる。

この取決めは、日本国によって2018年9月26日に、及びシンガポール共和国によって2018年12月21日にB E P S 防止措置実施条約の寄託者に提出された留保及び通告に基づく。

両締約国の権限のある当局は、この取決めに定める手続に誠実に従う。

第1節 事案の仲裁への付託の要請

1. 協定第二十五条1の規定に基づき申し立てられた事案の未解決の事項をB E P S 防止措置実施条約第十九条1の規定に基づき仲裁に付託することの要請（以下「仲裁の要請」という。）は、書面によって、次の部署を経由して当該事案の申立てをした者が居住者である締約国の権限のある当局に対して、又は当該事案が協定第二十四条1の規定の適用に関するものである場合には当該事案の申立てをした者が国民である締約国の権限のある当局に対して送付する。
 - (a) 日本国については、国税庁相互協議室
 - (b) シンガポール共和国については、Inland Revenue Authority of Singapore（以下「IRAS」という。）
2. 要請には、事案を特定するための十分な情報が含まれる。また、当該要請には、当該要請を行った者又は事案によって直接に影響を受ける者による、同一の事項に関する決定がいずれの締約国の裁判所又は行政審判所においても行われていない旨の文書が添付される。
3. 要請を受領した一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局にも当該要請を送付したことが明示されていない場合には、当該

要請の受領の後 10 日以内に、当該要請及び添付文書の写しを他方の締約国の権限のある当局に送付する。

第 2 節 事案の実質的な検討を行うために必要な最低限の情報

1. B E P S 防止措置実施条約第十九条の適用上、「事案の実質的な検討を行うために必要な情報」及び「各当事国の権限のある当局が事案の実質的な検討を行うために必要な最低限度の情報」は、次に掲げる情報であることが了解される。
 - (a) 日本国については、2001 年 6 月 25 日に発遣された「相互協議の手続について」（事務運営指針）（随時行われる改正の後のものを含む。）に定める情報。
 - (b) シンガポール共和国については、「Avoidance of Double Taxation Agreements (DTAs)」及び「Transfer Pricing Guidelines」と題された IRAS e-tax guides（随時行われる改正の後のものを含む。）に定める情報。
 - (c) 締約国の権限のある当局が、両締約国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを受領の後又は他方の締約国の権限のある当局から申立ての文書の写しを受領の後三箇月以内に特に求めたその他の追加の情報。両締約国の権限のある当局は、両締約国の権限のある当局の合意のための手続の申立てに関連する各締約国の指針に定める情報に係る要件について行われた重要な改正を相互に通知する。
2. 両締約国の権限のある当局は、B E P S 防止措置実施条約第十九条 8 及び 9 に規定する起算日を相互に確認する。

第 3 節 付託事項

1. 両締約国の権限のある当局は、仲裁の要請又は要請の文書の写しを受領の後 60 日以内に、仲裁のための委員会によって解決されるべき事項について決定し、それを当該仲裁の要請を行った者に書面により通知する。この決定は、事案に関する「付託事項」を構成する。

また、両締約国の権限のある当局は、以下の定めにかかわらず、付託事項において、その定めに含まれる手続規則に追加し、又はこれと異なる手続規則を定め、適切とみなされるその他の事項を処理することができる。
2. 付託事項が 1 に定める期間内に仲裁の要請を行った者に通知されなかった場合には、その者及び各締約国の権限のある当局は、当該期間の末日の後 30 日以内に、仲裁によって解決されるべき事項の一覧を相互に書面により通知することができる。その期間内にこうして通知された一覧の全てが、仮の付託事項を構成する。

仲裁のための委員会の長（以下「議長」という。）は、第4節に従って全ての仲裁のための委員会の構成員の任命の後30日以内に、そのように通知された一覧に基づく仮の付託事項を改定したものを、両締約国の権限のある当局及び当該仲裁の要請を行った者に通知する。

両締約国の権限のある当局は、その改定された仮の付託事項を受領した日の後30日以内に、それと異なる付託事項を決定し、それを仲裁のための委員会の構成員及び当該仲裁の要請を行った者に書面により通知することができる。

両締約国の権限のある当局がその期間内にこの通知を行った場合には、この異なる付託事項が、事案に関する付託事項を構成する。

両締約国の権限のある当局が異なる付託事項の決定及び書面による通知をその期間内に行わなかった場合には、仲裁のための委員会の構成員によって改定された仮の付託事項が、事案に関する付託事項を構成する。

第4節 仲裁のための委員会の構成員の任命

1. BEPS防止措置実施条約第二十条1の規定に従い、両締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の構成員の任命については、同条2から4までの規定にかかわらず、次の規則を適用することを決定する。
 - (a) 各締約国の権限のある当局は、仲裁の要請の日又は他方の締約国の権限のある当局から要請の文書の写しを受領の後90日以内に、一人の仲裁のための委員会の構成員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁のための委員会の構成員は、そのいずれか遅い方の任命の後60日以内に、議長となる第三の構成員を任命する。議長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあってはならない。
 - (b) 一方の締約国の権限のある当局が、(a)に規定する期間内に仲裁のための委員会の構成員を任命することができない場合には、当該一方の締約国の権限のある当局に代わって、他方の締約国の権限のある当局が、(a)に規定する期間の後30日以内に、一人の構成員を任命する。
 - (c) 最初に任命された二人の仲裁のための委員会の構成員が(a)に規定する期間内に議長を任命することができない場合には、両締約国の権限のある当局は、当該二人の仲裁のための委員会の構成員のいずれか遅い方の任命の後90日以内に議長を任命するための方法を決定する。
2. 両締約国の権限のある当局が異なる規則について決定する場合を除くほか、何らかの理由によって、手続の開始後に仲裁のための委員会の構成員を交代させる必要がある場合には、必要な調整を行った上で、この第4節の手続を適用する。この場合には、両締約国の権限のある当局は、適当な場合には、次節に規定する期限に対する必要な調整を決定する。

3. 仲裁のための委員会の構成員は、当該仲裁のための委員会の構成員及び当該仲裁のための委員会の構成員の任命権限を有する者の両者により署名されたその任命を確認する書簡が両締約国の権限のある当局に送付された時に任命されたものとする。
4. 両締約国の権限のある当局は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する仲裁のための委員会の構成員を任命する。ただし、仲裁のための委員会の構成員は、裁判官又は仲裁のための委員会の構成員としての経験を要しない。

仲裁のための委員会の構成員に任命された者は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問その他の関係者に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関する仲裁のための委員会の構成員が公平であり、及び独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行ってはならない。

特に、

- (a) いずれの仲裁のための委員会の構成員も、任命を受諾する時において、いずれの締約国の権限のある当局、税務当局若しくは財務省によっても、又は事案によって直接に影響を受けるいずれの者若しくはその顧問その他の関係者によっても、いかなる資格においても雇用されてはならない。
- (b) いずれの仲裁のための委員会の構成員も、その任命の前3年の期間内に、いずれの締約国の権限のある当局、税務当局若しくは財務省によっても、又は事案によって直接に影響を受けるいずれの者若しくはその顧問その他の関係者によっても、いかなる資格においても雇用されたことがあってはならない。
- (c) いずれの仲裁のための委員会の構成員も、仲裁決定が送付された日から12箇月の期間内に、いずれの締約国の権限のある当局、税務当局若しくは財務省又は事案によって直接に影響を受けるいずれの者若しくはその顧問その他の関係者によっても、いかなる資格においても雇用されてはならない。
- (d) 仲裁のための委員会の構成員に任命された者は、それぞれ、その公平性及び独立性について書面により証明する。仲裁のための委員会の構成員は、その公平性及び独立性に関して疑義を生じさせる新たな事実又は状況が仲裁手続の間又はその後が生じた場合には、両締約国の権限のある当局に対して速やかにこれを書面により開示することに同意する。

この4の規定の適用上、B E P S防止措置実施条約第六部又は両締約国の権限のある当局の合意のための手続の事案の未解決の事項の仲裁について規定する他の二国間若しくは多数国間の協定の規定に従って他の仲裁手続の仲裁のための委員会の構成員の任命を受諾した者は、当該任命に基づき、一方の締約国の権限のある当局、税務当局又は財務省に雇用されている又は雇用されていたとはみなされない。

5. 両締約国の権限のある当局は、議長となる資格及び意思がある者の一覧を決定する。

第5節 仲裁手続

1. 両締約国の権限のある当局が付託事項において事案に関して8に規定する方法を用いることを決定する場合を除くほか、各締約国の権限のある当局は、議長を任命の後120日以内に、仲裁のための委員会が決定に至るために必要と認める情報を仲裁のための委員会及び他方の締約国の権限のある当局に提出する。当該情報は、事実及び未解決の事項の説明並びにこれらの事項に関する当該締約国の権限のある当局の立場及びその論拠を含む。両締約国の権限のある当局が別に決定する場合を除くほか、仲裁のための委員会は、その決定を行うに当たって、両締約国の権限のある当局が仲裁の要請又はその写しを受ける前に利用することができなかった情報（3の規定に従って、仲裁の要請を行った者又はその代理人から書面により提供されたものを含む。）を考慮しない。
2. 一方の締約国の権限のある当局が1に規定する期間内に1に規定する情報を提出することができない場合でも、そのことは、この節に規定する仲裁手続の期限に影響を与えない。
3. 仲裁の要請を行った者は、直接に又はその代理人を通じ、両締約国の権限のある当局の合意のための手続において許容されるのと同等の範囲で、仲裁のための委員会の構成員に対して書面により自らの立場を表明することができる。仲裁の要請を行った者又はその代理人により作成された資料は、両締約国の権限のある当局によって仲裁のための委員会の構成員に提出される。これらの資料は、付託事項が仲裁の要請を行った者に通知の後120日以内に両締約国の権限のある当局に提出された場合にのみ仲裁のための委員会の構成員に提出される。
4. 両締約国の権限のある当局は、会議が開催されることを議長が両締約国の権限のある当局に通知の後30日以内に、会議の開催される日時及び場所を決定し、その情報を仲裁のための委員会の構成員に通知する。
5. 仲裁のための委員会の構成員は、B E P S防止措置実施条約の規定によって修正される協定の関連する規定に従い、及びこれらの規定に従うことを

条件として両締約国の法令の関連する規定に従い、仲裁に付託された事項を決定する。仲裁のための委員会の構成員は、B E P S防止措置実施条約の規定によって修正される協定の解釈に関する事項を、条約法に関するウィーン条約第三十一条から第三十三条までに採用された解釈の原則に照らし、O E C Dモデル租税条約の序論28から36.1までに述べられるとおり、定期的に改定されるO E C Dモデル租税条約の注釈書を考慮して、決定する。同様に、独立企業原則の適用に関する事項は、多国籍企業及び行政当局のためのO E C D移転価格ガイドラインに考慮して決定される。また、仲裁のための委員会の構成員は、両締約国の権限のある当局が付託事項において明示的に特定するその他の根拠を考慮する。

6. B E P S防止措置実施条約の規定によって修正される協定並びにこの取決めの規定及び付託事項の規定に従い、仲裁のための委員会の構成員は、付託事項に定められた事項を解決するために必要と認められる手続上及び証拠上の規則を採用する。
7. 両締約国の権限のある当局が別に決定する場合を除くほか、仲裁決定は、議長の任命の日の後365日以内に、両締約国の権限のある当局に対して書面によって送付され、依拠した法的根拠及びその結論に至った理由を付する。法的根拠及び結論に至った理由は、両締約国の権限のある当局が別に決定する場合を除くほか、両締約国の権限のある当局以外の者に通知されない。仲裁決定は、仲裁のための委員会の構成員の単純多数決による議決で採択される。仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
8. (a) 両締約国の権限のある当局が、付託事項において事案に関してこの8に規定する方法を用いることを決定する場合には、各締約国の権限のある当局は、議長の任命の後90日以内に、当該事案に関して両締約国の権限のある当局の間で既に決定した全ての事項を考慮した上で、各仲裁のための委員会の構成員及び他方の締約国の権限のある当局に対し、当該事案の全ての未解決の事項に対処する5ページを超えない解決案を提出する。当該解決案は、当該事案における調整又は類似の事項のそれぞれにつき、特定の金額（例えば、所得又は費用の金額）の決定又は協定の規定（B E P S防止措置実施条約の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）に従って課することができる租税の率の上限の決定に限られる。協定の規定（B E P S防止措置実施条約の規定によって修正される場合には、その修正の後のもの）を適用する要件に関する事項（以下「課税の前提となる事項」という。）、例えば、個人が居住者であるか否か又は恒久的施設が存在するか否かに関する事項について両締約国の権限のある当局が合意に達することができなかった場合には、両締約国の権限のある当局は、当該課税の前提となる

事項の解決に応じて決定される事項に関して、代替的な解決案を提出することができる。

- (b) 各締約国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の構成員による検討のために、解決案の説明書（附属書類を除いて 30 ページを超えないものに限る。）を提出することができる。解決案の説明書は、(a)に規定する期間内に、仲裁のための委員会の構成員及び他方の締約国の権限のある当局に提出される。解決案の説明書の附属書類は、協議において利用するために、一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に、又は事案によって直接に影響を受ける者から両締約国の権限のある当局に提出された文書とする。
- (c) 一方の締約国の権限のある当局が(a)に規定する期間内に解決案を提出することができない場合には、仲裁のための委員会は、他方の締約国の権限のある当局が提出した解決案をその決定として選択する。
- (d) 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局が提出した解決案及びその説明書に対して、応答書（附属書類を除いて 10 ページを超えないものに限る。）を提出することができる。応答書は、議長を任命の後 150 日以内に、仲裁のための委員会の構成員及び他方の締約国の権限のある当局に提出される。応答書の附属書類は、協議において利用するために、一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に、又は事案によって直接に影響を受ける者から両締約国の権限のある当局に提出された文書とする。
- (e) 仲裁のための委員会の構成員は、可能な限り電話会議を使用して相互に及び両締約国の権限のある当局と通信する。仲裁のための委員会の対面会議が開催されると議長が両締約国の権限のある当局に通知した場合には、両締約国の権限のある当局は、議長からの通知の後 30 日以内に、会議が必要か否か並びに会議が必要である場合には会議の開催される日時及び場所を決定し、その情報を仲裁のための委員会の構成員に通知する。
- (f) 仲裁のための委員会は、各事項及び全ての課税の前提となる事項に関し、両締約国の権限のある当局が提出した当該事案についての解決案の一をその決定として選択する。仲裁のための委員会は、当該決定の理由その他の説明を付さない。仲裁決定は、仲裁のための委員会の構成員の単純多数による議決で採択される。両締約国の権限のある当局が別に決定する場合を除くほか、仲裁決定は、仲裁のための委員会の構成員が最後の応答書を受領の後 60 日以内に、又は応答書が提出されない場合には議長を任命した日の後 150 日以内に、両締約国の権限のある

当局に対して書面によって送付される。仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

第6節 情報の通信と秘密

1. 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、B E P S 防止措置実施条約第二十一条1の規定に従い情報の開示を受けることができる者又は当局とみなされる全ての者（仲裁のための委員会の構成員、その職員（構成員一人について三人までに限る。）及び仲裁のための委員会の構成員の候補者を含む。）が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、協定第二十六条2及び両締約国において適用される法令の秘密及び不開示に関する規定に従うことに合意することを確保する。
2. 議長が任命されるまでの間、両締約国の権限のある当局は、全ての通信を仲裁のための委員会の両構成員に対して同時に行う。
3. 議長が任命された後は、両締約国の権限のある当局及び議長が別に決定する場合を除くほか、両締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局に送付した写しとともに全ての通信を議長に対して送付する。議長は、両締約国の権限のある当局に対して、仲裁のための委員会の構成員から両締約国の権限のある当局へのあらゆる通信を同時に行う。
4. 運営又は実施に関する事項を除くほか、いずれの仲裁のための委員会の構成員も、仲裁手続に至った両締約国の権限のある当局の合意のための手続の事案に関し、一方の締約国の権限のある当局が了知することなく他方の締約国の権限のある当局に対する通信を行ってはならない。
5. 運営又は実施に関する事項を除くほか、仲裁のための委員会の構成員と両締約国の権限のある当局との間の全ての通信は、書面により行う。
6. 三人の仲裁のための委員会の構成員の全員が出席しない場合には、実質的な議論は行ってはならない。
7. 第5節3に従って認められる場合を除くほか、仲裁手続の間又はその後において、いずれの仲裁のための委員会の構成員も、仲裁のための委員会に提示された事項に関して次に掲げる者と通信を行ってはならない。
 - (a) 事案の申立てをした者
 - (b) 協定第二十五条2及び3に規定する事案の結果として成立した合意によっていずれかの締約国に対する納税義務が直接に影響を受ける可能性のあるその他の者
 - (c) (a)又は(b)に掲げる者の代理人
8. 仲裁手続の終了時において、各仲裁のための委員会の構成員は、仲裁手続に関連して受領した全ての文書及びその他の情報を直ちに廃棄し、その旨を書面により両締約国の権限のある当局に通知する。

第7節 両締約国の権限のある当局の合意のための手続の中断があった場合及び適時の情報提供が行われなかった場合

1. 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、協定第二十五条2に規定する両締約国の権限のある当局の合意のための手続を停止した場合には、B E P S 防止措置実施条約第十九条1 (b)に規定する期間は、裁判所若しくは行政審判所において係属中の当該事案の手続が停止され、又は裁判所若しくは行政審判所において係属中の当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

この場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、両締約国の権限のある当局の合意のための手続の停止が開始の後30日以内に、事案の申立てをした者及び他方の締約国の権限のある当局に当該手続の停止の開始を通知する。当該一方の締約国の権限のある当局は、また、裁判所若しくは行政審判所において係属中の当該事案の手続が停止され、又は裁判所若しくは行政審判所において係属中の当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられた日の後30日以内に、事案の申立てをした者及び他方の締約国の権限のある当局に両締約国の権限のある当局の合意のための手続の停止の終了を通知する。

2. 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、両締約国の権限のある当局の合意のための手続を停止することについて合意した場合には、B E P S 防止措置実施条約第十九条1 (b) に規定する期間は、当該手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

この場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該手続の停止が開始の後30日以内に、他方の締約国の権限のある当局に当該手続の停止の開始を通知する。当該一方の締約国の権限のある当局は、また、当該手続の停止が解除された日の後30日以内に、他方の権限のある当局に当該手続の停止の終了を通知する。

3. 事案によって直接に影響を受ける者がB E P S 防止措置実施条約第十九条1 (b) に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が決定する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

この場合には、両締約国の権限のある当局は、当該決定の後30日以内に、事案の申立てをした者に期間の延長を通知する。

第8節 費用

1. 両締約国の権限のある当局が別に決定する場合を除くほか、
 - (a) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁のための委員会の構成員の費用及び自らの費用を負担する。
 - (b) 議長の費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。
 - (c) 仲裁のための委員会の会議に関連するその他の費用は、当該会議を主催する締約国の権限のある当局が負担する。
 - (d) 両締約国の権限のある当局が負担することに同意した仲裁手続の実施に関するその他の費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。
2. 仲裁の要請を行った者は、自らが仲裁手続に関連する費用（締約国の権限のある当局との会議のために負担する旅費並びに自らの見解の作成及び提示に関する費用を含む。）を負担する。
3. 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁のための委員会の構成員の報酬を決定する。第三の仲裁のための委員会の構成員の報酬は、その任命の前に、両締約国の権限のある当局が他の二人の仲裁のための委員会の構成員の報酬を考慮して決定する。

第9節 定められた期間内に決定の送付が行われなかった場合

仲裁決定が第5節7若しくは8(f)に規定する期間内に（又は両締約国の権限のある当局が合意した期間内に）両締約国の権限のある当局に送付されなかった場合には、各仲裁のための委員会の構成員の報酬は、両締約国の権限のある当局によって決定される金額に限定される。この場合には、両締約国の権限のある当局は、第4節に従って新たな仲裁のための委員会の構成員を任命することを決定することができる。

この場合における第4節の適用上、新たな仲裁のための委員会の構成員を任命することを決定した日は、両締約国の権限のある当局が仲裁の要請を受領した日とみなされる。

第10節 仲裁決定が行われない場合

事案に関する相互協議及び仲裁手続が、B E P S防止措置実施条約第十九条12(b)、第二十二條(b)又は第二十三條5に規定する理由により終了する場合には、両締約国の権限のある当局は、書面により当該終了を確認し、その後の手続を決定するために相互に協議する。

第11節 最終的な決定

1. いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって仲裁決定が無効とされる場合には、当該仲裁決定は、両締約国を拘束しない。

この場合には、仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続（B E P S防止措置実施条約第二十一条及び第二十五条並びにこの取決め第6節及び第8節の規定に係るものを除く。）は、行われなかったものとする。

この場合には、当該仲裁の要請を行った者は、新たな仲裁の要請を行うことができ、当該要請は、両締約国の権限のある当局が、仲裁の要請を行った者又はその代理人の行動が仲裁決定の無効の主たる理由であると決定する場合を除くほか、受け入れられる。

2. B E P S防止措置実施条約第十九条4 (b) (ii)の規定は、一方の締約国の法令において、手続若しくは他の違反又は仲裁手続の結果に著しく影響を及ぼすその他の行為（次のものを含む。）に基づき、裁判所により仲裁決定が無効とされた場合に適用することを意図していることが了解される。

(a) B E P S防止措置実施条約第二十条及びこの取決め第4節に基づく仲裁のための委員会の構成員に適用される公平性又は独立性の要件の違反

(b) B E P S防止措置実施条約第二十一条及びこの取決め第6節に従って仲裁のための委員会の構成員に適用される秘密に関する違反

(c) B E P S防止措置実施条約第六部及びこの取決めに規定するその他の手続上の要件の不履行

(d) 両締約国の権限のある当局の合意のための手続の申立てをした者と一方の締約国との間の共謀

3. 1及び2の規定は、両締約国の法令に仲裁決定の無効の根拠がない場合には、そのような根拠を規定するものではないことが了解される。

第12節 仲裁決定の実施

両締約国の権限のある当局は、仲裁決定の通知が当該権限のある当局に対して行われた後180日以内に、仲裁に至った事案について協定第二十五条2及び3に規定する合意に達することにより、当該仲裁決定を実施する。この期間は、両締約国の権限のある当局によって決定される期間に短縮又は延長することができる。

第13節 B E P S防止措置実施条約第六部の規定の適用の開始

1. B E P S防止措置実施条約第三十六条に従って、B E P S防止措置実施条約第六部の規定は、B E P S防止措置実施条約が各締約国について効力を

生ずる日のいずれか遅い日以後に一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案について適用する。

2. BEPS防止措置実施条約第三十六条2に規定する留保に従って、BEPS防止措置実施条約第六部の規定は、BEPS防止措置実施条約が各締約国について効力を生ずるいずれか遅い日の前に一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた両締約国の権限のある当局の合意のための手続の事案については、BEPS防止措置実施条約第六部の規定を適用することについて両締約国の権限のある当局が決定する場合に限り、適用する。

両締約国の権限のある当局は、当該決定の後10日以内に、(i)両締約国の権限のある当局の決定及び(ii)2年の期間の起算日を、事案の申立てをした者に書面により通知する。当該決定は、両締約国の権限のある当局のいずれが通知するかを特定する。

第14節 BEPS防止措置実施条約第六部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関する留保

BEPS防止措置実施条約第二十八条2(a)に基づき、BEPS防止措置実施条約第六部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関して、次の留保が付されている。

(a) 日本国

(i) 日本国は、協定について、協定第四条3の規定に該当する事案をBEPS防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。

(ii) BEPS防止措置実施条約第二十八条2(a)の規定に基づいてシンガポール共和国によって付される留保が、シンガポール共和国の国内法に言及することによるか否かにかかわらず、シンガポール共和国における課税の事案のみをBEPS防止措置実施条約第六部の対象から除外する場合には、日本国は、協定について、シンガポール共和国の留保において言及される事案に類似する日本国における課税の事案を同部の対象から除外する権利を留保する。

(b) シンガポール共和国

シンガポール共和国は、所得税法第三十三条、判例法又は法原理に含まれるシンガポール共和国の一般的に租税回避を防止する規則の適用に関する事案をBEPS防止措置実施条約第六部の対象から除外する権利を留保する。これらの租税回避を防止する規則には、当該規則を今後代替し、改正し、又は改定する規定を含む。シンガポール共和国は、当該規定を寄託者に通告する。

両締約国の権限のある当局は、書簡の交換により、この取決めを修正し、又は補足することができる。英語により本書二通に署名した。